

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 土地利活用課

法令名	土地収用法	法令番号	昭和26年 法律第219号						
手続名	土地の形質の変更の許可	根拠条項	第28条の3第1項						
審査基準	<p>起業者の同意があること、又は、起業者が同意しない場合でも、土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められること。 （必要性については、事業認定を受けた事業の施行時期、当該土地の事業完成後の利用方法、当該土地の形質変更の内容、規模、期間及び当該土地の従来の利用方法等を総合的に勘案して判断する。）</p>								
	受付機関	土地利活用課	処理機関	土地利活用課	交付機関	土地利活用課	標準処理期間	14日	目次
						標準経由期間	日	No.	